

令和2年度 石狩市教育委員会会議（4月定例会）会議録

令和2年4月28日（火）
第2委員会室

開会 13時30分

○委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
教育長 佐々木 隆 哉	○	/	
委員 門 馬 富士子	○	/	教育長職務代理
委員 松 尾 拓 也	○	/	
委員 山 本 由美子	○	/	
委員 穴 水 正	/	○	

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	安 崎 克 仁
生涯学習部理事	西 田 正 人
生涯学習部次長（教育指導担当）	石 橋 浩 明
総務企画課長	松 永 実
学校教育課長	伊 藤 英 司
教育支援センター長	幸 田 孝 仁
社会教育課長（兼公民館長）	板 谷 英 郁
文化財課長	工 藤 義 衛
厚田生涯学習課長	相 原 真 一
浜益生涯学習課長	開 発 克 久
学校給食センター長	櫛 引 勝 己
生涯学習部参事（指導担当）	山 田 潮
総務企画課総務企画担当主査	鎌 田 晶 彦
同上	扇 武 男

○傍聴者なし

議事日程

日程第1 署名委員の指名

日程第2 議案審議

- 議案第1号 石狩市立学校における働き方改革推進計画の改定について
- 議案第2号 石狩市学校運営協議会委員の任命について
- 議案第3号 石狩市奨学審議会委員の委嘱について
- 議案第4号 石狩市教育支援委員会委員の委嘱について
- 議案第5号 石狩市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第6号 石狩市教育委員会職員の人事異動について
- 承認第1号 石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇、給与等に関する規則の制定について
- 承認第2号 石狩市立学校管理規則の一部改正について
- 承認第3号 石狩市奨学審議会委員の解嘱について
- 承認第4号 石狩市教育支援委員会委員の解嘱について
- 承認第5号 石狩市社会教育委員の解嘱について
- 承認第6号 石狩市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について
- 承認第7号 石狩市民図書館協議会委員の解嘱について

日程第3 教育長報告

日程第4 報告事項

- ① 令和2年度石狩市教育委員会の点検・評価の実施について（令和元年度実施分）

日程第5 その他

日程第6 次回定例会の開催日程

開会宣告

(佐々木教育長) ただ今から、令和2年度教育委員会会議4月定例会を開会いた

します。本日、穴水委員から欠席の連絡がありましたので報告いたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本日の定例会は傍聴者を入れないことといたします。後日、非公開案件以外の資料及び会議録を市のホームページで公開いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

異議なし

(佐々木教育長) それでは、傍聴者を入れないことに決定いたしました。

日程第1 会議録署名委員の指名

(佐々木教育長) 日程第1 会議録署名委員の指名ですが、門馬委員にお願いいたします。

日程第2 議案審議

(佐々木教育長) 日程第2 議案審議を議題といたします。

議案第1号 石狩市立学校における働き方改革推進計画の改定について

(佐々木教育長) 議案第1号「石狩市立学校における働き方改革推進計画の改定について」、事務局から提案願います。

(安崎生涯学習部長) 議案第1号につきましては、教職員給与特別措置法の一部改正により、今年1月に国から示された働き方改革で教育委員会が講ずべき措置に関する指針を踏まえ、道教委が進める学校における働き方改革「北海道アクションプラン」の見直しが行われたことから、本市の推進計画の改定を行うものです。詳細は伊藤学校教育課長からご説明いたします。

(伊藤学校教育課長) 私から議案第1号「石狩市立学校における働き方改革推進計画の改定について」ご説明をいたします。資料1頁、改定案をご覧ください。これまでの経緯としまして、本市では平成30年12月に「石狩市立学校における働き方改革推進計画」を策定しまして、その後文部科学省が平成31年1月に

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を定めたこと、また、これに伴い令和元年7月に北海道教育委員会の「北海道アクションプラン」が見直されたこと、さらには、令和元年10月に「石狩市の部活動の在り方に関する方針」が策定されたことに伴い、本推進計画も昨年10月に改定を行っています。先ほど部長から申し上げたとおり、教職員給与特別措置法の一部改正により本年1月に文部科学省が、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を、ガイドラインから指針に格上げをして、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を定め、働き方改革における教育委員会が講ずべき指針を制定いたしました。また、これに基づきまして、北海道教育委員会が「北海道アクションプラン」の改正を行ったことから、本市においても、道教委のアクションプランに準拠した形で、本推進計画を改定するものです。内容といたしまして、大きな改正点はございませんが、語句や表現について、種々改定がされていること、また、新たな記載がされているところもありますので、その部分についてご説明いたします。1頁の上段、計画の目的のところ、この推進計画が国の指針に基づいたものであることを示すために追記を行っています。続いて2頁から3頁にかけて、(2)業務を行う時間の上限の中の①「イ」ですが、以前には記載がありませんでした「テレワーク」、これは事業所外勤務ですが、これについて新たに記載を行っているところです。次に3頁下段の(3)市教委が行う措置では、ICT機器の活用による客観的な時間の継続、休憩時間や休日等に関する労働基準法の遵守、教育職員の健康や福祉の確保に関する事項等」について記載をしているところです。また、4頁下段の本推進計画の文末の資料として、今回の改正に使用される4つの用語、教員、教育職員、教職員、全職員の各用語の定義について記載をしています。以上主な改正点の説明をいたしました。宜しくご審議をお願いいたします。

(佐々木教育長)ただ今、事務局から提案説明がありました議案第1号につきまして、ご質問等がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。

質問なし

(佐々木教育長)質問等がないようですので、議案第1号につきましては、原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第1号につきましては、原案どおり可決いたしました。

議案第2号から議案第6号の審議を非公開とする件について

(佐々木教育長) 次に、議案第2号「石狩市学校運営協議会委員の任命について」、議案第3号「石狩市奨学審議委員会委員の委嘱について」、議案第4号「石狩市教育支援委員会委員の委嘱について」、議案第5号「石狩市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、石狩市教育委員会会議規則第15条第1項第2号に該当し、議案第6号「石狩市教育委員会職員の人事異動について」は、同規則第15条第1項第1号に該当しますので、非公開案件として後ほど審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、非公開とすることに決定いたしました。

承認第1号 石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇、給与等に関する規則の制定について

(佐々木教育長) 次に、石狩市教育委員会教育長事務専決規程に基づく教育長専決を行った7つの案件について、事務局より報告します。まず、承認第1号「石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇、給与等に関する規則の制定について」、事務局より説明願います。

(安崎生涯学習部長) 承認第1号、本件はこれまでの地方公務員の臨時非常勤職員について、適正な任用勤務条件を確保する観点から、令和2年4月をもって会計年度任用職員制度へ移行することに伴い規則を定めるものですが、条項の中に市の規則の準用部分があり、3月の定例会までに整わなかったものであります。教育委員会会議を開く暇がなかったことから、教育委員会教育長事務専決第2条第1項に基づき教育長の専決により決定いたしましたので、同条第2項に基づき報告し承認を求めるものです。詳細は松永総務企画課長からご説明いたします。

(松永総務企画課長) 資料の5頁から7頁にかけて、承認第1号をご説明いたします。平成25年5月地方公務員法と地方自治法の一部改正によって、従前の一般職の非常勤職員から、新たに会計年度任用職員という制度が創設されました。このことによって例えば期末手当として6月と12月にそれぞれ給与報酬の最大1.3ヶ月分の支給、連続する3日間の夏季休暇の取得、営利企業への従事制限の対象外とすること等について、新たに制度化されました。市では昨年12月の市議会定例会において、石狩市会計年度任用職員の給与等に関する条例が可決され、その後、制度の運用に係る関係規則の整備が行われてきたところです。この制度は本年4月1日の施行ということで、ただ今、部長からも説明がありましたが、本来であればこの規則の制定については、教育委員会会議の議決を経て公布施行するものであります。資料5頁の下段、第5条にある準用規則となる市の3つの規則「石狩市会計年度任用職員の任用等に関する規則」、「石狩市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」及び「石狩市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則」これらが3月31日の決定となったことから、それを受けて同日、教育委員会教育長事務専決規程に基づく教育長専決を行いましたことについて、本日報告し承認を求めるものです。規則の第1条「規則の目的」ということで、地方公務員法第22条の2第1項に規定する「会計年度任用職員の任用」「給与」「勤務時間」「休暇」等に関して必要な事項を定めております。第2条及び第3条では、会計年度任用職員となった者の職務の級と号俸について規定をしています。石狩市の会計年度任用職員は、1週間当たりの勤務時間数が、正規常勤職員と同じ38時間45分のフルタイムの職員と、38時間45分に満たないパートタイムの職員をそれぞれ規定しており、現時点で教育委員会が任用する会計年度任用職員は、週29時間以内を勤務時間数とするパートタイムの会計年度任用職員としています。本規則の施行にあたっては、この3月まで石狩市教育委員会非常勤職員取扱要綱で定めていた職種、職名、給与報酬と大幅な乖離が生じないように考慮することを前提に、資料の6頁別表第3条関係「職種別の基準表」により職務の級と号俸を定めたところで、職務の級については、1級としたところです。この号俸を定めるにあたって、従前定めていた、それぞれの非常勤職員の報酬支給の額と、市の正規職員の1週間当たりの勤務時間数38時間45分ですが、これによる「石狩市職員の給与に関する条例」に定められた給料表を基に、教育委員会会計年度任用職員のそれぞれの1週間の勤務時間数に置き換えて算出換算した額と同等の額となる号俸を上限号俸ということで定めています。続いて、第4条では、石狩市立学校に勤務する会計年度任用職員の特例について規定しています。資料6頁、7頁の別表にある会計年度任用職員の職種のうち学校事務生、学校公務補といった職種が対象となり、例えば、運動会、学芸会、土曜参観日などの週休日に行われる学校行事の振替の指定については、

正規の職員と同じように、当該勤務日から8週間後の日になるか、または、直近の夏休みや冬休み等の長期休業期間の最終日かの、いずれかの遅い日ということで定めております。最後に第6条では、この規則に定めのない事項については、常勤職員との均衡を考慮して教育長が定めるとしてあります。以上、承認第1号をご説明いたしました。宜しくご審議のほどお願いいたします。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から説明がありました承認第1号につきまして、ご質問等がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。

質問なし

(佐々木教育長) 他に質疑がないようですので、承認第1号につきましては、承認ということによろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、承認第1号につきましては、承認いたしました。

承認第2号 石狩市立学校管理規則の一部改正について

(佐々木教育長) 次に、承認第2号「石狩市立学校管理規則の一部改正について」事務局より説明願います。

(安崎生涯学習部長) 承認第2号、令和2年4月をもって会計年度任用職員制度のうち、パートタイム会計年度任用職員における営利企業への従事等の許可の願出について、新たに定めるものですが、3月の定例会までに準備が整わず、規則案をお示しできなかつたものです。教育委員会教育長事務専決第2条第1項に基づき教育長の専決により決定いたしましたので、同条第2項に基づき報告し、承認を求めるものです。詳細は伊藤学校教育課長からご説明いたします。

(伊藤学校教育課長) 承認第2号についてご説明いたします。資料の8頁をご覧ください。令和2年4月1日に地方公務員法の一部が改正され、職員として新たに会計年度任用職員が規定されたところです。この改正及び「北海道立学校職員服務規程」においても、手続きが定められたことに伴って「石狩市立学校管理規

則」の一部を改正するものです。条文第39条第1項では、営利企業へ従事等をする場合、パートタイム会計年度任用職員以外の職員の許可の願出の手続きについて規定しています。第39条の2では、パートタイム会計年度任用職員における手続きの届出について規定しています。次頁以降それぞれ就こうとする職種による届出の様式を、その1からその5まで記載をしているところです。なお、施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。当該案件につきましても、教育委員会教育長事務専決第2条第1項に基づき教育長の専決処分を行ったことから、承認を求めるものです。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から説明がありました承認第2号につきまして、ご質問等がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。

(門馬委員) 届出ということは、許可が必要ということではなく、届出をすれば手続きが終了するという理解でよろしいでしょうか。

(伊藤学校教育課長) はい。許可ではなく届出となっております。

(門馬委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他に質問等はございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) 他に質疑がないようですので、承認第2号につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、承認第2号につきましては、承認いたしました。

承認第3号から第7号 各審議会委員の解嘱について

(佐々木教育長) 次に、承認第3号「石狩市奨学審議会委員の解嘱について」、承認第4号「石狩市教育支援委員会委員の解嘱について」、承認第5号「石狩市

社会教育委員の解嘱について」、承認第6号「石狩学校給食センター運営委員会委員の解嘱について」、承認第7号「石狩市民図書館協議会委員の解嘱について」は各審議会委員に委嘱していました、主に学校教育関係者の人事異動等に伴うものですので、一括して安崎生涯学習部長から報告願います。

(安崎生涯学習部長) ただ今、一括議題となりました承認第3号から第7号について、ご説明いたします。承認第3号から第7号にお示しをしている委員につきましては、学校関係者が委嘱をされているものです。3月31日に定年退職を迎えた者、あるいは、4月1日付けの人事異動により委員としての任に就くことができなくなる者がいることから、3月31日付けでその任を解いたものです。教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項に基づき、教育長の専決により決定いたしましたので、同条第2項に基づき報告し、承認を求めるものです。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から説明がありました承認第3号から第7号につきまして、ご質問等がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。

(松尾委員) ただ今の解嘱について、後任についての考え方をお聞かせいただければと思います。

(安崎生涯学習部長) 後任については、それぞれ所属団体等がございます。例えば校長会、教頭会があります。新たに任期を迎える時には、その団体から推薦をいただいて委嘱をいたします。

(松尾委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他に質疑等はございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) 他に質疑がないようですので、承認第3号から第7号につきましては、いずれも承認ということよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、承認第3号から第7号につきましては、いずれも承認いたしました。

日程第3 教育長報告

(佐々木教育長) 次に、日程第3「教育長報告」を議題といたします。4月定例会の教育長報告につきましては、お手元にお配りしている資料をご覧くださいまして、報告に代えさせていただきたいと思っております。また、併せて4月建設文教常任委員会での質疑の趣旨をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。その中で、質問等がございましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(門馬委員) 石狩市の学校は再び休校となってしまいましたが、分散登校は現在も行われていますか。

(佐々木教育長) 行われております。5月1日までの間、各校が立てたスケジュールに沿って実施しています。

(門馬委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他に質問等はございますか。

質問なし

(佐々木教育長) 他に質疑等がないようですので、教育長報告については了承といたすことよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、教育長報告については了承をいただきました。

日程第4 報告事項

(佐々木教育長) 次に、日程第4 報告事項を議題とします。

報告事項①「令和2年度石狩市教育委員会の点検・評価の実施について（令和元年度実施分）」

（佐々木教育長）報告事項①「令和2年度石狩市教育委員会の点検・評価の実施について（令和元年度実施分）」、事務局から説明願います。

（松永総務企画課長）私からご説明いたします。資料15頁、16頁をご覧ください。この点検・評価は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定に基づき、毎年教育長に委任された事務、その他教育長の権限に属する事務の管理及びその実行状況について点検・評価を行い、報告書を作成、議会に提出し、公表しているものです。今年度の点検・評価は、平成27年度からの5か年を期間としていた、前プランの最終年度の点検評価となります。評価項目、報告書作成までの作業スケジュールと外部評価委員会からの意見聴取、市議会への提出、市のホームページへの公表を行うまでの流れについては、これまでと変わらない形で進めたいと考えておりますが、成果指標の実績、施策別の取組状況、分析評価、今後の方向性、外部評価委員会からの意見といった報告書の構成について、今年度からスタートした新しい教育プランによる来年度の点検評価の在り方、報告書の構成体裁等どのようにしていくかといった観点からも考慮しながら、また、この点検評価の本来の目的である、各施策の取組の進捗状況を確認して、現状と課題を把握して改善につなげることに十分留意したうえで、点検評価の力点の強弱ですとか、若干のアレンジ等変更を加えて行きたい考えています。資料16頁ですが、このスケジュールのとおり、6月までに教育委員会事務局各課による点検作業を行って、教育委員会会議に素案をお示しした後、教育委員の皆様から毎年いただいておりますが、ご意見を頂いてそれを反映した修正案をお示し、9月に外部評価委員会を開催して、ご意見をいただき、完成型の報告書を10月の教育委員会会議で議決決定をさせていただきたいというスケジュールを考えています。教育委員の皆様にはご意見、チェックをよろしくお願いいたします。以上です。

（佐々木教育長）ただ今、事務局から報告がありました報告事項①について、ご質問等があれば受けたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

質問なし

（佐々木教育長）質問等がないようですので、報告事項①につきましては了解と

いうことでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め報告事項①を了解しました。

日程第5 その他

(佐々木教育長) 次に、日程第5 其他を議題とします。教育委員の皆さんから何かございませんか。

その他なし

(佐々木教育長) 事務局からありませんか。

(安崎生涯学習部長) 学校教育活動の再開について、情報提供いたします。現在5月6日まで全道の学校で一斉休校が行われていますが、5月7日以降につきましては、先週24日に北海道知事が道教委に一斉休校を延長すべきかどうか方向性を示すよう要請したとの報道がありました。道教委で検討した結果、5月末日までの休校の再延長を知事に具申するとの情報を得ましたので報告します。今日の朝刊でも同様の報道がされているところです。しかしながら、正式には連休中に国が発表する意見を参考にしながら、延長の期間を決定するということでもあります。児童生徒の保護者にはそういった動きがあることを事前にお知らせするとともに、学校には休校延長を前提で今後の見通しを立てていただくということにしております。以上です。

(佐々木教育長) 国では緊急事態宣言の扱いについては、連休中の人出の状況等を見ながら判断するという事などで、それを考えると連休中に正式決定をする形になるとの見通しです。これから検討することにはなりますが、教育委員会としては5月末までとし、国の緊急事態宣言の解除が5月末よりも早くなるということであれば、それに合わせて休校を短縮するといったことも視野入れながら今後検討していきたいと思っております。

(佐々木教育長) ただ今、説明がありましたが、この件について、ご質問等がありましたら受けたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(松尾委員) この件は、非常に多くの方が影響を受けることではありますので、なかなか先の見通しができない状況であると承知していますが、できるだけ早く情報を周知できるようにお願いできればと思います。これはお願いです。

(佐々木教育長) 他に質問等はございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) 他に質問等がないようですので、この件については了解ということでもよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、この件については了解いたしました。その他事務局からありますか。

(松永総務企画課長) 私から、今年度の学校プール開設の中止について、ご報告いたします。新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、例年主に市内の小学校で行われているプール学習(水泳授業)について、密閉、密集、密接の3密の条件を回避することが難しく、市内小学校等と協議した結果、石狩八幡小学校、南線小学校、花川南小学校、双葉小学校、厚田学園の市内5ヶ所の学校プールの開設を中止することとしました。学校プールは、例年6月下旬から9月上旬に開設しており、夏休み期間と平日の放課後は一般開放を行っています。水泳授業は、市内9つ全部の小学校と義務教育学校厚田学園の前期課程と厚田保育園でも実施しています。また、花川小学校と緑苑台小学校は、B&G海洋センターのプールを使用しておりますが、今年度は先ほど申し上げた経緯事情等から、一律で水泳授業を行わないとするもので、この件について、4月22日に各学校長へ通知いたしました。保護者等への周知については、今後各学校からの学校便りや市のホームページで行います。年間授業計画の組替等が各学校で行われている中で、各学校と協議を行いこのような決定となりました。以上です。

(佐々木教育長) ただ今、説明がありました。この件について、ご質問等がありましたら受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

質問なし

(佐々木教育長) 他に質問等がないようですので、この件については了解ということでもよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、この件については了解いたしました。

日程第6 次回会議の開催日程

(佐々木教育長) 次に、日程第6 次回会議の開催日程を議題とします。次回は、5月26日火曜日、13時30分から予定しておりますので、宜しくお願いいたします。

(佐々木教育長) 以上をもちまして、公開案件は終了致しました。引き続き審議を行う非公開案件に係る説明員以外の方については、ご退席願います。

【非公開案件の審議等】
14時12分～14時43分

閉会宣告

(佐々木教育長) 以上をもちまして、4月定例会の案件は、全て終了いたしました。これをもちまして、令和2年度教育委員会会議4月定例会を閉会いたします。

閉会 14時43分

【非公開案件の審議等の結果】

議案第2号 石狩市学校運営協議会委員の任命について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

学校名 石狩市立厚田学園

	区 分	氏 名	性別	新規・継続	所属団体等
1	対象学校の児童生徒の保護者	小笠原 英 史	男	新 規	厚田学園PTA会長
2		菅 原 隆 道	男		厚田学園PTA副会長
3		原 つぐみ	女		厚田学園PTA
4		角 田 由 希	女		同 上
5		八木沼 幸 恵	女		同 上
6		笹 谷 清 一	男		同 上
7		水 口 茉 衣	女		同 上
8	対象学校の運営に資する活動を行う者	築 田 敏 彦	男		厚田区地域協議会会長
9		渡 邊 教 円	男		厚田みよし園理事/施設長
10		河 合 徳 秋	男		厚田小学校元PTA会長 厚田中学校元PTA会長
11	対象学校の校長	丸 山 真嗣典	男		厚田学園校長
12	対象学校の教職員	鬼 塚 建 次	男		厚田学園前期課程教頭
13		杉 原 大 樹	男		厚田学園後期課程教頭
14		相 原 玲 子	女		厚田学園教諭
15		船 橋 信 昌	男		同 上
16		加 藤 亞 弓	女		同 上
17		林 慶 紀	女		同 上
18	学識経験者	佐 藤 勝 彦	男		札幌大学名誉教授
19	関係行政機関の職員	高 田 靖 仁	男		厚田支所地域振興課長
20		渡 部 隆 弘	男		企画経済部商工労働観光課主査
21		栗 谷 幸 介	男		厚田支所生涯学習課主査

委嘱期間 令和2年5月1日～令和4年4月30日

学校名 石狩市立石狩八幡小学校

	区 分	氏 名	性別	新規・継続	所属団体等
1	対象学校の児童生徒の保護者	工 藤 隆 司	男	新 規	石狩八幡小学校PTA会長
2	対象学校の運営に資する活動を行う者	釣 本 明 雅	男		旧石狩小学校PTA会長
3		渡 辺 英 敏	男		旧石狩小学校学校支援推進員
4		北 原 益二郎	男		旧八幡小学校学校支援推進員
5		菊 地 功	男		同 上
6		盛 重 栄 司	男		旧聚富小学校学校支援推進員
7		富 木 智 之	男		石狩中学校PTA会長
8		松 本 史 子	女		学校支援地域本部地域コーディネーター
9		対象学校の校長	吉 田 光 岐		男
10	対象学校の教職員	東 峰 宏 紀	男		石狩八幡小学校教頭
11		田 中 孝 治	男		石狩八幡小学校教務主任
12	その他教育委員会が適当と認める者	坂 田 育 子	女		石狩中学校校長
13		久保田 豊	男		石狩中学校教頭

委嘱期間 令和2年5月1日～令和4年4月30日

議案第3号 石狩市奨学審議委員会委員の委嘱について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

	区 分	氏 名	性別	新規・継続	所属団体等
1	市内学校長	坂 田 育 子	女	継 続	石狩市校長会(石狩中学校)
2		安 保 幸 司	男	新 規	同 上 (花川南中学校)
3		城 野 文 久	男	新 規	同 上 (樽川中学校)
4		丸 山 真嗣典	男	継 続	同 上 (厚田学園)
5		水 崎 理	男	新 規	同 上 (浜益中学校)
6	民生委員	東 重 孝	男	継 続	石狩市民生委員児童委員連合協議会
7		中 川 京 子	女	継 続	同上

8	学識経験者	教 賀 さやか	女	新 規	母子・父子自立支援員
9		久保田 貴 浩	男	継 続	石狩市社会福祉協議会地域福祉課長
10		江 口 真 穂	女	新 規	家庭児童相談員
11		小 林 孝	男	継 続	北海道石狩南高等学校副校長
12		千 葉 健 史	男	新 規	北海道石狩翔陽高等学校副校長

委嘱期間 令和2年5月1日～令和4年4月30日

議案第4号 石狩市教育支援委員会委員の委嘱について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

	区 分	氏 名	性別	新規・継続	所属団体等
1	心理士	三 浦 文	女	継 続	相談室 もこもこ
2	教育職員	吉 田 かおり	女	新 規	生振小学校校長
3		久々江 貴 志	男	新 規	浜益小学校教頭
4		小 形 弘 恵	女	新 規	樽川中学校教諭
5		高 橋 健	男	継 続	花川小学校教諭
6		久 慈 正 健	男	継 続	同上
7		辰 宮 至	男	継 続	双葉小学校教諭
8		森 幸 太	男	継 続	花川中学校教諭
9		川 崎 弘 子	女	継 続	北海道拓北養護学校教諭
10		未 定			北海道札幌高等養護学校教諭
11		宮 本 美 雪	女	継 続	北海道星置養護学校紅葉山校舎教諭
12	保健福祉関係機関の職員	細 谷 強 志	男	継 続	石狩市相談支援センター ぶろっぶ
13		藤 田 千 晶	女	継 続	石狩市子ども発達支援センター長
14		外 崎 真由美	女	継 続	石狩市保健福祉部保健推進課主任保健師
15	学識経験者	二 通 諭	男	継 続	札幌学院大学人文学部人間科学科教授
16		今 野 邦 彦	男	継 続	藤女子大学人間生活学部保育学科准教授

委嘱期間 令和2年5月1日～令和4年4月30日

議案第5号 石狩市文化財保護審議会委員の委嘱について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

	区 分	氏 名	性別	新規・継続	所属団体等
1	学識経験者	村 山 耀 一	男	継 続	石狩市郷土研究会会長
2		鈴 木 明 彦	男	継 続	北海道教育大学札幌校教授 (古生物学、漂着物学、理科教育)
3		百 瀬 馨	女	継 続	北海道教育大学札幌校教授 (文化人類学)
4		三 浦 泰 之	男	継 続	北海道博物館総務部企画グループ学 芸主幹(北海道史)
5		坂 梨 夏 代	女	継 続	札幌国際大学准教授(考古学)
6		加 藤 和 子	女	継 続	いしかり砂丘の風資料館ボランティ ア「砂丘の風の会」代表
7	一般公募	長 良 幸	男	継 続	
8		若 林 真紀子	女	継 続	

委嘱期間 令和2年5月1日～令和4年4月30日

議案第6号 石狩市教育委員会職員の人事異動について

原案通り可決した。(質疑等省略)

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年5月26日

教育長 佐々木隆哉

署名委員 阿部 尚子